

保護者様

大阪府立東住吉支援学校

学校における感染症についてのお願い

学校には、「学校において予防すべき感染症」として定められた病気があります(裏面の一覧表参照)。

これらの病気にかかった場合は、感染拡大防止の観点から、軽症であったとしても登校することができません。登校できない期間は「出席停止」扱いとなり、欠席にはなりません。

出席停止期間が明けて登校を再開するときは、医師の許可が必要ですが、医療機関から診断書を発行してもらいと、文書料がかかる場合があります。そこで、本校では医師の診断書に代わり、保護者様からの報告という形で登校許可の確認を行っています。

万が一、感染症にかかった場合、登校を再開するにあたっては、次の報告書に必要事項を記入のうえ、この用紙を担任まで提出してください。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

「学校感染症による出席停止」報告書

大阪府立東住吉支援学校長 宛て

小・中・高 年 組

【病 名】

- 新型コロナウイルス感染症
 麻疹 風しん 水痘(みずぼうそう) 流行性角結膜炎
 インフルエンザ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
 次の症状が原因で医師から出席停止を指示された。
血液・粘液を含む便 複数回の嘔吐 原因不明の発疹 長引く咳
 その他 ()

【出席停止期間について】

- ・学校に行ってはいけないと医師から指示された期間
：令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日まで
- ・医療機関名 :
- ・医師名 :

以上のとおり、医師より診断、指示を受けましたので、報告します。

令和 年 月 日

保護者名